令和８年（フ）第８９９号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘３丁目５番地10
破産者　髙畑　健治
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３号
京都府亀岡市篠町篠上中沢４番地45
破産者　吉川　吉夫
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第２７９号
大阪府東大阪市足代北２丁目16番４号　307号
破産者　村山　知義
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７７７号
大阪府松原市田井城４丁目８番６－101号、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市大野台５丁目10番４号
破産者　岩野　寛志
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１２８１号
大阪府富田林市錦織南一丁目13番27号(106)、前住所大阪府枚方市田口１丁目15番16号
破産者　田島　嘉人
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０２０号
神戸市灘区六甲台町８番47―304号
破産者　鳥井　　聰
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１４６号
神戸市兵庫区福原町７番10―203号、従前の住所神戸市兵庫区福原町７番10―904号
破産者　奥村　祐也
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４号
神戸市中央区割塚通２丁目２番７―208号
破産者　大本　美恵（旧氏名大本晃子）
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２６号
神戸市兵庫区御崎町２丁目１番４号
破産者　サイクルプラザ・イレブンこと　井尻　富夫
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１４７号
神戸市須磨区潮見台町１丁目３番７―309号、申立時の住所兵庫県明石市大久保町大窪169番地の11　明石大窪住宅４棟404号
破産者　コーチング学習塾アルバスこと　髙橋　自成
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第２６１号
兵庫県小野市王寺町724番地の40　アクトハイツ６　102号
破産者　川野　博史
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第６２号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　732―301号
破産者　河合　勝幸
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第６７号
島根県松江市上乃木六丁目12番70号　シンフォニーⅡ203号
破産者　山田佐知子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７３７号
岡山市北区西古松230番地102　ポスト大元３－Ａ
破産者　藤原　正繁
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８号
岡山市北区平野61番地１
破産者　森安由美子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２３号
岡山市中区兼基363番地１　ピジョン兼基201
破産者　枝松　和子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１１０号
広島市安佐南区大町東２丁目４番21―203号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町柳ヶ丘85番19号　105
破産者　松元　優己
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３２２号
京都市伏見区景勝町18番地１　ハーモニーテラス景勝町　103、開始決定時の住所広島市中区堺町２丁目４番19―203号　メゾンセピア
破産者　加藤　永季
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部